

議案第 26 号

石垣市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

石垣市子ども医療費助成条例（平成 6 年石垣市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

（受給資格者証等の提示）

第 6 条 受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、その保護する子どもに係る一部負担金の額について保険医療機関等で証明を受けるとき及び助成金の支給申請をするときは、受給資格者証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）を提示しなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 27 日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

石垣市子ども医療費助成において、自治体、医療機関及び薬局をつなぐ情報連携基盤に接続し、個人番号カードによるオンライン資格確認を可能にすることにより、受給者の利便性向上及び事務の効率化を図るため、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市こども医療費助成条例(平成6年石垣市条例第5号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(受給資格者証__の提示)</p> <p>第6条 受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、その保護するこどもに係る一部負担金の額について保険医療機関等で証明を受けるとき及び助成金の支給申請をするときは、受給資格者証</p> <hr/> <hr/> <p>_____を提示しなければならない。</p>	<p>(受給資格者証等の提示)</p> <p>第6条 受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、その保護するこどもに係る一部負担金の額について保険医療機関等で証明を受けるとき及び助成金の支給申請をするときは、受給資格者証又は個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)を提示しなければならない。</p>